津山圏域クリーンセンター 施設建設・運営事業

実 施 方 針

平成23年12月5日津山圏域資源循環施設組合

目 次

Ι		事業内容に関する事項	1
	1	事業内容に関する事項	1
Π	,	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
	1	事業者の募集及び選定方法	6
	2	事業者の募集及び選定の手順	6
	3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
	4	審査及び選定に関する事項	10
Ш	,	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
	1	基本的考え方	
	2	予想されるリスクと責任分担	
	3	事業の実施状況のモニタリング	12
IV	•	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
	1	計画地に関する事項	13
	2	施設整備の概要	13
V		事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
VI		事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
	1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
	2	本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
	3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
	4	その他	16
VII	į	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
VIII		その他事業の実施に関し必要な事項	18
	1	議会の議決	18
	2	応募に伴う費用負担	18
	3	実施方針の変更	18
	4	本事業の担当部署	18

第1号榜	ŧ式	19
別紙1	計画地案内図	20
別紙2	事業スキーム図	21
別紙3	予想されるリスク及び本組合と事業者のリスク分担表(案)	22
別紙4	設計・建設・運営業務主体	23
別紙5	運営業務範囲について	24

□用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

津山圏域クリーンセンター: 岡山県津山市領家地内に整備する熱回収施設、リサイクル施

設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センター

クリーンセンター用地 : 津山圏域クリーンセンター全体の用地(還元施設用地は除

く※別紙1参照)

本組合 : 津山圏域資源循環施設組合

本施設 : 津山圏域クリーンセンターのうち、熱回収施設、リサイクル

施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟、それらの外構等

本施設用地 : 本施設の用地(※別紙1参照)

本事業: 本施設の設計・建設、運営・維持管理について民活手法を導

入して実施する事業

事業者 : 本事業を実施する選定事業者。落札者の構成員、協力企業、

SPC

SPC : 落札者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するた

めに設立する特別目的会社(Special Purpose Company)

入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業グループ

構成員 : 入札参加者を構成しSPCへの出資を行う企業

協力企業 : 入札参加者を構成しSPCへの出資を行わない企業

設計企業① : 本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の設計を行う構

成員(1社又は複数社)

設計企業② : 本施設のうち、管理棟の設計を行う構成員又は協力企業

建設企業 : 本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の建設を行う構

成員(1社又は複数社)

運営企業: 本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の運営・維持管

理を行う構成員(1社又は複数社)

建設事業者: 本組合と建設工事請負契約を締結するもの。設計企業①、設

計企業②、建設企業による共同企業体

運営事業者 : 本組合と運営・維持管理業務委託契約を締結するもの。(S

PC)

DBO方式 : 設計 (Design)、建設 (Build)、運営・維持管理 (Opera

te)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法

基本契約 : 本事業について、事業者に新クリーンセンターの設計、建設、

維持管理・運営を一括で発注するために本組合と事業者で締

結する契約

建設工事請負契約 : 本事業の建設工事について、本組合と建設事業者で締結する

契約

運営・維持管理業務委託契約:本事業の運営・維持管理業務について、本組合と運営事業

者が締結する契約

特定事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託の3

つの契約をまとめた総称

交付金 : 循環型社会形成推進交付金

事業者選定委員会 : 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会

I 事業内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

津山圏域資源循環施設組合 管理者 宮地 昭範

(3) 事業の目的

津山圏域資源循環施設組合(以下「本組合」という。)は、津山圏域(津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町)における、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センターを「津山圏域クリーンセンター」として整備する。

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業(以下「本事業」という。)は、 津山圏域クリーンセンターのうち、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラ ザ機能を含む管理棟、それらの外構等(以下「本施設」という。)の設計・建設、 運営・維持管理について民活手法を導入するものであり、環境及び景観(特にリサイクルプラザ機能を含む管理棟の建築意匠)に配慮するとともに、津山圏域の住民、 事業者、本組合による協働によって一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に 行う施設として建設・運営を図ることを目的とする。

なお、本組合においては、熱回収施設から発生する焼却残渣(主灰・飛灰)については、セメント原料化による資源化を予定している。また、本施設の使用については事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定している。したがって、事業者はこのことを十分に理解し、安定かつ継続した資源化が行われるよう焼却残渣(主灰・飛灰)の質を確保し、また、本施設の使用期間に渡り、安全かつ経済性の高い運転が可能となる施設整備、補修等を行わなければならない。

(4) 本施設の概要

ア 熱回収施設

① 処理方式:ストーカ方式

② 施設規模:128t/日(64 t/日×2 炉)

イ リサイクル施設

① 処理方式:破砕、選別、圧縮、梱包、保管

② 施設規模:38t/日

ウ その他施設

- ① リサイクルプラザ機能を含む管理棟(以下「管理棟」という。)
- ② 外構等

(5) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、選定事業者¹(以下「事業者」という。)が本組合の所有となる施設について設計・建設、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営(DBO)方式とする。

イ 運営・維持管理業務の実施形態

落札者の構成員が自ら株主となって本事業の運営・維持管理業務を実施するためのSPCを設立し、SPCが運営・維持管理業務を実施する。

ウ 契約の形態

本組合は、事業者と、本事業について事業者に本施設の設計・建設、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約(以下「基本契約」という。) を締結する。

また、本組合は基本契約に基づき、管理棟を除く本施設の設計を行う構成員(以下「設計企業①」という。)と管理棟の設計を行う構成員又は協力企業(以下「設計企業②」という。)、管理棟を除く本施設の建設を行う構成員(以下「建設企業」という。)による共同企業体(以下「建設事業者」という。)²と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、本組合は、基本契約に基づき、管理棟を除く本施設の運営・維持管理を 行うもの(以下「運営事業者」という。)と本事業に係る運営・維持管理業務委託契 約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の3つ の契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。) (※別紙2参照)

工 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

・建設期間:平成24年12月から平成27年11月まで

・運営期間: 平成27年12月から平成47年11月まで20年間

¹ 選定事業者は、落札者の構成員全員で構成される。落札者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するために自ら株主となって設立する特別目的会社(以下「SPC」という。) を含むものとする。

²¹社により設計企業及び建設企業の要件を満たす場合は、1社で構成することを可能とする。

オ 事業期間終了後の措置

本組合は、平成47年11月以降も本施設を継続して公共の用に供する予定である。 その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見を聞きながら、本組合が 事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める引継ぎ時における本 施設の要求水準を満足する状態で、本組合に引継ぐものとする。

カ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ① 本施設の設計
 - (ア) 本施設の設計
 - (イ) その他関連業務(本組合の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請支援、建設工事に係る許認可申請支援等)
 - (ウ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得
- ② 本施設の建設工事
 - (ア) 本施設の建設(管理棟は除く)
 - (イ) その他関連業務(事業者が行うべき近隣対応、環境アセス支援等)
- ③ 本施設の運営・維持管理
 - (ア) 廃棄物の受入業務3(料金徴収代行を含む。)
 - (イ) 受付業務
 - (ウ) 運転管理業務
 - (エ)維持管理業務(点検・保守、その他一切の補修・設備更新業務を含む。)
 - (才)情報管理業務
 - (カ) 環境管理業務
 - (キ) 売電業務
 - (ク) 本組合が実施する啓発業務の補助等(主に工場棟内における環境啓発等)
 - (ケ) 本施設から発生する処理不適物及び残渣の最終処分場への運搬
 - (コ) その他関連業務(行政や団体等の見学時の現場対応を含む。)

キ 本組合が行う業務

- ① 本施設の設計・建設に関する業務
 - (ア) 管理棟の建設
 - (イ)近隣対応(本施設の設置そのものに係る対応等の本組合が行うべき近隣対 応)
 - (ウ) 一般廃棄物処理施設の設置届出
 - (エ) 施設建設に伴う環境影響評価手続き
 - (オ) 施設建設に伴う交付金申請手続き

³ 最終処分場への搬入物の計量、搬入可否判断、料金徴収代行を含む。また、最終処分場の開錠施錠を含む。

- (カ) 施設建設に伴う工事監理
- (キ) インフラ整備(水道等の整備、周辺道路整備等)
- (ク) その他これらを実施する上で必要な業務

② 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 施設への一般廃棄物等の搬入計画管理
- (イ) 管理棟の運営・維持管理
- (ウ) 近隣対応(本組合が行うべきもの)
- (エ) 契約管理(モニタリング)の実施
- (オ) 焼却残渣(主灰・飛灰)の津山圏域クリーンセンター外への運搬・資源化 (※焼却残渣(主灰・飛灰)の資源化については、セメント原料化を予定し ている。)
- (カ)選別される資源物の津山圏域クリーンセンター外への運搬・資源化、処理 不適物の処分
- (キ) 運営・維持管理に伴うモニタリング (管理棟内に常駐する予定)
- (ク) 行政や団体等の見学の受付及び行政対応
- (ケ) その他これらを実施するうえで必要な業務

ク 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

① 本施設の設計・建設に係る対価

本組合は、本施設の設計・建設に係る対価について、建設事業者に支払う。支 払いは、基本的に建設期間中に行うものとする。

② 委託料

本組合は、運営事業者が実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、 委託料として運営期間にわたって運営事業者に支払う。委託料は、固定料金と変 動料金(一般廃棄物等の処理量等に応じて変動)で構成されるものとする。

委託料は、毎年、物価の変動等に対応して、見直しを行うものとする。なお、 見直し方法については、特定事業契約に基づく協議によりあらかじめ定める指標 に基づき見直しを行うものとする。

③ 売電収入

本施設で発電した電力の余剰分に対する売電収入については、その一部を民間事業者の収入とする。具体的な内容については、入札説明書に示す。

ケ 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等につ

いて本組合を支援するものとする。

(6) 事業のスケジュール (予定)

(ア) 落札者の決定平成24年9月(イ) 仮契約の締結平成24年10月(ウ) 契約議案の議会への提出平成24年11月(エ) 特定事業契約の締結平成24年11月

(オ) 本施設の建設 平成24年12月~平成27年11月 (約36箇月間)

(カ) 本施設の供用開始 平成27年12月

(キ) 本施設の運営・維持管理 平成27年12月~平成47年11月 (20年間)

(7) 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価落札方式(総合評価一般競争入札方式) により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール (予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

平成23年12月5日(月)	実施方針の公表
平成23年12月8日(木)~12月12日(月)	実施方針に対する質問・意見の受付
平成24年1月10日(火)	実施方針に対する質問・意見への回答
平成24年1月下旬	入札公告・入札説明書等の公表
平成24年1月下旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成24年2月上旬	質問の受付(第1回)
平成24年2月下旬	質問回答の公表(第1回)
平成24年3月中旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成24年3月下旬	資格審査結果の通知
平成24年4月上旬	質問の受付 (第2回)
平成24年4月下旬	質問回答の公表(第2回)
平成24年7月上旬	提案書の受付
平成24年9月中旬	落札者の決定及び公表
平成24年10月下旬	仮契約締結
平成24年11月下旬	特定事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間:平成23年12月8日(木)~12月12日(月)午後5時
- ② 提出方法:質問・意見の提出方法は原則として、添付の第1号様式に記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル (Microsoft Excel 形式)を添付し、津山圏域資源循環施設組合事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-R等を同封し、受付期間に必着とする。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

 $\bigcirc E \nearrow - / \nu$: sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

○郵送先 : 〒709-4603

岡山県津山市中北下1300 津山市久米支所3階 津山圏域資源循環施設組合 施設課 イ 実施方針に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、平成24年1月10日(火)から、 本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 入札公告・入札説明書等の公表

平成24年1月下旬に事業者の募集を開始する。入札説明書、要求水準書、特定事業契約書(案)、落札者決定基準及び様式集を公表する。

エ 入札説明書等の公表以降について 入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1)入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業①、設計企業②、建設企業及び運営企業を含む企業により構成されるものとする。入札参加者は、入札参加者を代表し、本組合との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定めるものとする。
- イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行う。
- ウ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- エ 落札者は、SPCを仮契約締結時までに本組合構成市町(津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町)内において設立するものとする。落 札者のすべての構成員は、SPCに対して出資を行うものとし、それ以外のものに よる出資は認めない。また、代表企業が所有する議決権割合は、事業期間中を通じ て出資者間で最大となるものとすること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、 イ項・ウ項・エ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実 施企業を兼ねることが可能である。

ア 入札参加者の構成員及び協力企業はすべて、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、

勝田郡奈義町、久米郡美咲町のいずれかにおいて、平成23年度入札参加資格を有していること。または、参加表明書提出と合わせて指名願いに準ずる書類(指名申請書もしくは同等のもの)を事務局へ提出することのできるもの。

- イ 設計企業①は、次の①から③の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が設計企業①となる場合は、当該複数の企業で次の①から③の要件をすべて満たすものとし、各々の企業は次の①~③のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 建屋の設計を実施する企業にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ② 熱回収施設のプラントの設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般 廃棄物処理施設について、以下の要件をすべて満たしたストーカ方式の設計実績 を 2 件以上有すること。
 - ・20年以上の稼動の実績
 - ・100 t/日以上(50 t/日以上×2 炉)かつ全連続炉の実績
 - ・1 炉 1 系列あたり 90 日連続安定稼動の実績
 - ・ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の実績
 - ③ リサイクル施設のプラントの設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の 一般廃棄物処理施設について、破砕設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有 した施設の設計実績を有すること。
- ウ 設計企業②は、一級建築士10人以上を有する建築設計事務所(設計専業)であること。ただし、設計企業②には、SPCへの出資義務を課さない。
- エ 建設企業は、次の①から③の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が 建設企業となる場合は、当該複数の企業で次の①から③の要件をすべて満たすものと し、各々の企業は次の①~③のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 建屋の建設を実施する企業にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,200点以上であること。
 - ② 熱回収施設のプラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法(昭和24年 法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受 け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加 表明書の提出期限直近において1,000点以上であること。さらに地方公共団体の 一般廃棄物処理施設について以下の要件をすべて満たしたストーカ方式の建設実 績を2件以上有すること。
 - ・20年以上の稼動の実績
 - ・100 t/日以上(50 t/日以上×2 炉)かつ全連続炉の実績

- ・1 炉1系列あたり 90 日連続安定稼動の実績
- ・ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の実績
- ③ リサイクル施設のプラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,000点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破砕設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の建設実績を有すること。
- オ 運営企業は、次の①から③の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が 運営企業となる場合は、当該複数の企業で次の①から③の要件をすべて満たすものと し、各々の企業は次の①と②、又は①と③の要件を満たしていること。
 - ① 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 えた日から5年を経過しないものでないこと。
 - ② 熱回収施設のプラントの運営を実施する企業にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成のストーカ方式の運転実績を有すること。
 - b) 廃棄物処理施設技術管理者と成りえる資格を有し、一般廃棄物を対象とした ボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成の焼却施設の現場総括責 任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。なお、現場総括責任者を変更する場合は、本条件を 有することを示したうえで本組合の承諾を受けること。
 - ③ リサイクル施設のプラントの運営を実施する企業にあっては、地方公共団体の 一般廃棄物処理施設について、破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有し た施設の運転実績を有すること。

(3)入札参加者の制限

次に該当するものは、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4(昭和 22 年政令第 16 号)の規定に該当するもの。
- イ 本組合構成市町(津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美 咲町)のいずれかより指名停止措置を受けているもの。
- ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づ

く特別清算開始命令がなされているもの。

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている もの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をし ているもの。
- オ 直近3年分の法人税、消費税(国税分)を滞納しているもの。
- カ 本組合が本事業に係る契約支援業務を委託しているもの及びかかるものと資本面 若しくは人事面において関連があるもの。なお、本事業に関し、本組合の契約支援業 務を行うものは以下のとおりである。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5 なお、本実施方針において、「資本面において関連のあるもの」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っているものをいい、「人事面において関連のあるもの」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねているものをいう。

(4)参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員及び協力企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)」において行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

本組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格 要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

入札公告時に公表する「落札者決定基準」に従って、事業者選定委員会において 入札書類の審査を、価格と価格以外の要素を総合的に評価する「総合評価方式」に より審査を行う。本組合は、事業者選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定 する。

ウ 審査事項

審査事項は「落札者決定基準」に示す。

工 審査結果

落札者の決定の後、本組合は審査結果を公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営・維持管理について、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

Ⅳ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 計画地条件

所在地	岡山県津山市領家地内 (※別紙1参照[還元施設用地を除く])				
クリーンセンター 用地面積	約25.5ha				
本施設用地面積	約3.1 h a				
用途地域等	区域区分非設定都市計画区域で用途地域指定なし				
容積率	200%				
建ぺい率	6 0 %				

(2) 用地の使用権原について

事業用地の所有権は本組合が保有している。

2 施設整備の概要

(1) 熱回収施設

ア 施設規模等

- ① 処理方式:ストーカ方式
- ② 施設規模:128t/日(64 t/日×2 炉(災害ごみ等 6t/日を含む。))
- ③ 計画処理量:32,535t/年(収集可燃ごみ18,393t/年、直接搬入可燃ごみ11,694 t/年、リサイクルセンター可燃残渣1,626t/年、し尿・下水処理施設 し渣822t/年)

イ 処理対象ごみ

津山圏域内で発生する、収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、リサイクルセンター 可燃残渣、し尿処理施設し渣、下水処理施設し渣

(2) リサイクル施設

ア 施設規模

- ① 処理方式:破砕、選別、圧縮、梱包、保管
- ② 施設規模:38t/日
- ③ 計画処理量:6,671t/年(①+②の合計)
 - ① 不燃ごみ・粗大ごみ 2,518t/年

(収集不燃ごみ 1,608t/年、直接搬入不燃ごみ 234t/年、粗大ごみ

676t/年)

② 家庭系資源ごみ 4,153t/年

(古紙類 875t/年、ペットボトル 314t/年、その他プラスチック製容器包装 1,496t/年、金属・缶類 400t/年、びん類 1,035t/年、蛍光管・乾電池 33t/年)

イ 処理対象ごみ

津山圏域内で発生する、収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ、粗大ごみ、古紙類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、缶類、びん類、蛍光管・乾電池

(3) その他施設:管理棟、外構等

V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する 事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

Ⅵ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由 により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告 を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間 内に改善をすることができなかったときは、本組合は、特定事業契約を解除すること ができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約 に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約 を解除することができる。
- (3)前2号の規定により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計建設期間中において、本組合は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、建設工事請負契約を解除することができるものする。
- (2) 運営期間中において、本組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面による その旨の通知をすることにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができ るものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅲ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 本組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 本組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

™ その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、契約の締結にあたっては、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問・意見を踏まえ、入札公告までに、実施方針の内容を見直し、 変更することがある。

4 本事業の担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりである。

津山圏域資源循環施設組合事務局

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300 津山市久米支所 3 階 津山圏域資源循環施設組合 施設課 TEL: (0868)32-2059 FAX: (0868)32-7019

E-mail: sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

第1号様式

平成23年 月 日

実施方針に関する質問書・意見書

津山圏域資源循環施設組合 管理者 宮地 昭範 宛

質問者・意見者	会 社 名	
	所 在 地	
	所属	
	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	メール アドレス	
	アドレス	

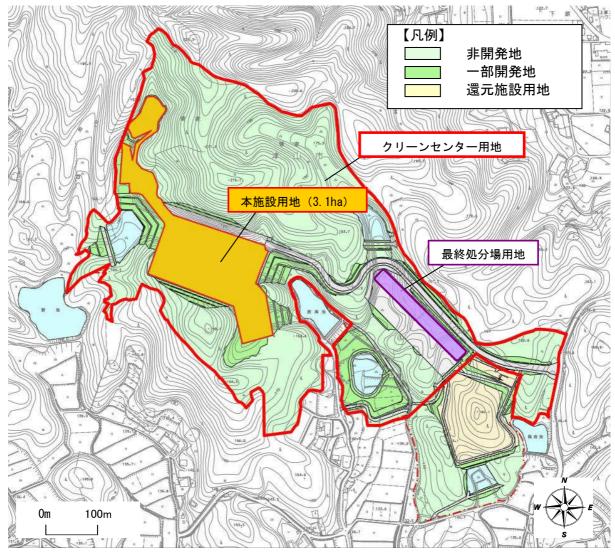
津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業の実施方針に関して、以下の質問又は意見がありますので提出します。

No.	質問 _。 意 見の別	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容又は意見内容
例	質問	1	I	(4)	ア	熱回収施設	000 · · ·
1							
2							
	※ 別添のMs Excel にて作成してください。						

※質問・意見は簡潔に取りまとめて記載すること。

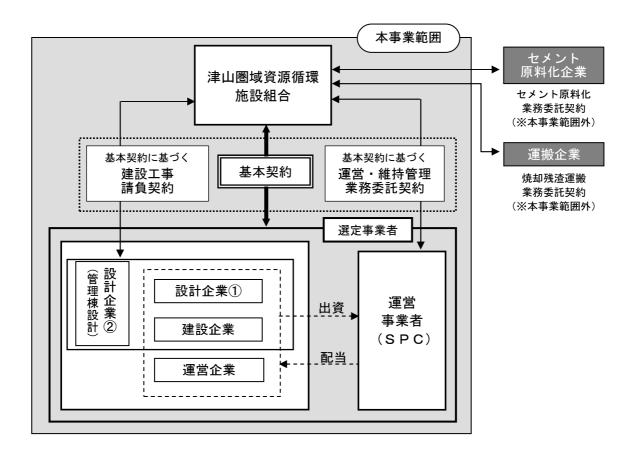
別紙1 計画地案内図





※上図は変更となる可能性があります。

別紙2 事業スキーム図



別紙3 予想されるリスク及び本組合と事業者のリスク分担表(案) O主分担、△従分担

	リスクの種類	リスクの中容	負担者	
	リヘクの性類	リスクの内容		事業者
	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本組 合の要求事項が達成されない等	0	
	契約締結リスク	事業契約が締結できない等 ^{注1}	0	0
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	0	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	0	
	近隣別心ソヘン	事業者の実施する業務に関するもの		0
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営・維持管理において第三者に及ぼす損害		0
	法令等の変更リス	本事業に直接関係する法令等の変更等	0	
	ク	上記以外の法令の変更等		0
共通	税制度変更リスク	選定事業者の利益に課される税制度の変更等		0
通	加則及及更リハノ	上記以外の税制度の変更等	0	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		0
	応募コスト	応募費用に関するもの		0
	物価変動リスク	本施設の供用開始前のインフレ、デフレ		0
		本施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	0	Δ
	資金調達リスク	工事に必要な資金の調達(交付金を含む)	0	
	環境保全リスク	事業期間中に環境に影響を及ぼす場合		0
	事故の発生リスク	設計、建設、運営・維持管理において発生する事故		0
	不可抗カリスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中 止等 ^{注3}	0	Δ
	-n-1 -t	本組合が指示する要求水準書の変更による費用の増大、計画遅延	0	
設計段階	設計変更	事業者の提案内容の不備等による設計変更による費用の増 大、計画遅延		0
段	測量英調本リック	本組合が提示した調査結果の誤り等による費用の増大	0	
階	測量等調査リスク	事業者が実施すべき調査の不備等による費用の増大		0
	建設着工遅延リス	本組合の指示による建設着工の遅延	0	
	ク	上記以外要因による建設着工の遅延		0
	費用増大リスク	本組合が指示する要求水準書の変更による工事費の増大	0	
建		上記以外要因による工事費の増大		0
建設段階	工事遅延リスク	本組合が指示する要求水準書の変更による供用開始遅延	0	
段	工事ほどリヘブ	上記以外要因による供用開始遅延		0
陌	一般的損害リスク	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		0
	性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む)		0
	受入廃棄物の品質 リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 注4	0	Δ
運営段階	受入廃棄物の量の 受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 注5		0	Δ
階	焼却残渣の品質・	焼却残渣の品質・量による資源化の費用上昇及び不適物処		
	量のリスク	理に対する費用等(本組合の廃棄物による原因は除く)		0
	性能リスク	要求水準の不適合		0
終了時	施設の性能確保リ 事業終了時における施設の性能確保に関するもの			0
注:		 		

- 注1)契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- 注2) 一定の範囲の物価変動は事業者が負担する。
- 注3) 不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。
- 注4) 事業者が実施すべき確認を怠っていた場合及び要求水準書に示すごみ質の範囲内の変動は、事業者が負担する。
- 注5)事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならない。

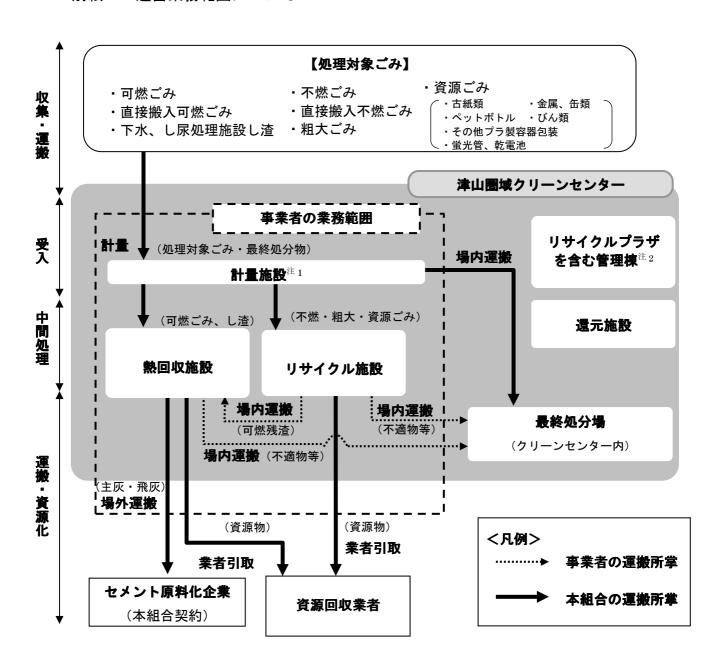
別紙4 設計・建設・運営業務主体

対象施設	設計	建設	運営
熱回収施設	事業者	事業者	事業者
リサイクル施設	事業者	事業者	事業者
リサイクルプラザ機能を含む管理棟	事業者※1	本組合**2	本組合
その他外構(本施設用地内)	事業者	事業者	事業者
最終処分場	本組合	本組合	本組合
還元施設	本組合	本組合	本組合
その他外構(本施設用地外)	本組合	本組合	本組合

^{※1} 管理棟の設計にあたり、熱回収施設・リサイクル施設と調整が必要な事項は、管理棟を設計する企業と、熱回収施設・リサイクル施設を設計する企業間であらかじめ調整し、管理棟の設計に反映させること。

^{※2} 本組合が、管理棟内において、熱回収施設・リサイクル施設を管理するために必要な 電気・計装設備工事等は事業者の所掌とする。

別紙5 運営業務範囲について



注 1:計量施設は最終処分場と兼用とするため、事業者は最終処分物の受入4、計量、最終 処分場の開錠と施錠は事業者の業務範囲とする。(ただし、計量前後の運搬・埋立作業 は本組合が実施する。)

注 2:管理棟における啓発業務は本組合が実施する。ただし、熱回収施設、リサイクル施設における啓発業務は本組合と協力し事業者が実施する。

⁴ 本組合の指定する搬入基準に基づく受入可否判断、料金徴収代行を含む。